

弊社製品の供給についてのお詫びとご連絡

2025年3月

医療関係者 各位

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、想定を上回るご注文を頂いており、既採用の医療機関様への安定供給に支障を来たす状況となっております。

可能な限りご要望にお応えするよう努力をしておりますが、新規ご採用および既採用の医療機関様におけるご注文に対して、十分お応えできるだけの数量を準備できていない状況がございます。そのため、別添のリストに記載しております品目につきましては、他社製品の供給停止等の影響を受け、限定出荷を実施させていただきます。

患者様、医療関係者の皆様には、ご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。何卒諸事情ご賢察の上ご理解賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

対象品目は別添リストをご参照ください。

■別添リスト

製品名	出荷状況	対応状況
アロプリノール錠 50 mg 「ツルハラ」	C. 出荷停止	⑤供給停止
カルボシステインDS50% 「ツルハラ」	A. 出荷量通常	②限定出荷（自社の事情）
カルボシステインシロップ 5% 「ツルハラ」	C. 出荷停止	⑤供給停止
カルボシステイン細粒 50% 「ツルハラ」	A. 出荷量通常	②限定出荷（自社の事情）
カルボシステイン錠 250 mg 「ツルハラ」	A. 出荷量通常	②限定出荷（自社の事情）
カルボシステイン錠 500 mg 「ツルハラ」	C. 出荷停止	⑤供給停止
ガンマオリザノール錠 50 mg 「ツルハラ」	A. 出荷量通常	②限定出荷（自社の事情）
ガンマオリザノール細粒 20% 「ツルハラ」	A. 出荷量通常	②限定出荷（自社の事情）
クロルプロマジン塩酸塩錠 25 mg 「ツルハラ」	A. 出荷量通常	②限定出荷（自社の事情）
シメチジン細粒 20% 「ツルハラ」	C. 出荷停止	⑤供給停止
シメチジン錠 200 mg 「ツルハラ」	C. 出荷停止	⑤供給停止
シロスタゾールOD錠 100 mg 「ツルハラ」	A. 出荷量通常	③限定出荷（自社の事情）
シロスタゾールOD錠 50 mg 「ツルハラ」	A. 出荷量通常	③限定出荷（自社の事情）
スピロラクトン錠 25 mg 「ツルハラ」	C. 出荷停止	⑤供給停止
センノシド錠 12 mg 「ツルハラ」	C. 出荷停止	⑤供給停止
デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg 「ツルハラ」	A プラス. 出荷量増加	②限定出荷（他社品の影響）
トコフェロール酢酸エステル顆粒 20% 「ツルハラ」	A プラス. 出荷量増加	③限定出荷（他社品の影響）
トコフェロール酢酸エステル錠 100mg 「ツルハラ」	A プラス. 出荷量増加	③限定出荷（他社品の影響）
ファモター配合錠 A 8 1	C. 出荷停止	⑤供給停止
マリキナ配合顆粒	C. 出荷停止	⑤供給停止
メトクロプラミド錠 5mg 「ツルハラ」	A プラス. 出荷量増加	③限定出荷（他社品の影響）
メペンゾラート臭化物錠 7.5mg 「ツルハラ」	A プラス. 出荷量増加	③限定出荷（その他）

【供給状況に関する用語の定義】

日薬連発第 137 号 『「医療用医薬品の供給状況に関する用語の定義」の見直しについて』より

【出荷量^{※1}の状況】

A プラス 出荷量増加：

比較対象期間の出荷量^{※2}又は市場予測による予定出荷量と比較して概ね 110%以上の出荷状況

A. 出荷量通常：

比較対象期間の出荷量又は市場予測による予定出荷量と比較して概ね 90%以上 110%未満の出荷状況

B. 出荷量減少：

比較対象期間の出荷量又は市場予測による予定出荷量と比較して概ね 90%未満の出荷状況

C. 出荷停止：

市場に出荷していない状況

D. 販売中止：

厚生労働省へ「薬価基準収載品目削除願」を提出し、薬価削除に向け対応を行っている状況

【製造販売業者の対応状況】

- ①通常出荷：全ての受注に対応できている、又は十分な在庫量が確保できている状況
- ②限定出荷（自社の事情）：自社の事情^{※3}により、全ての受注に対応できない状況
- ③限定出荷（他社品の影響）：他社品の影響^{※5}等にて、全ての受注に対応できない状況^{※4}
- ④限定出荷（その他）：その他の理由^{※6}にて、全ての受注に対応できない状況
- ⑤供給停止：様々な理由により、供給を停止している状況

※1：出荷量とは、出荷可能量（出荷量＋自社在庫量）とする。

※2：比較対象期間の出荷量とは、原則として前年度（4月～3月）の月平均出荷量とする。但し、季節性製剤や新規収載品目、直近の期間で急激な需要の増減があった製剤などについては、市場予測による予定出荷量など、各社で妥当な定義を設定して差し支えない。

※3：「自社の事情」とは、製造販売業者の責任の範囲内の事情（原薬を含む原材料の調達トラブル、製造トラブル、品質トラブル、行政処分など（製造委託先も含む））

※4：「全ての受注に対応できない状況」とは、新規顧客の注文や増量受注の辞退など

※5：「他社品の影響」とは、他社品の出荷量減少等に伴う自社品の需要増など

※6：「その他の理由」とは、季節性製剤や一過性需要過多、災害等による被害など

以上